



西脇市成年後見支援センター開設

(こうけん にしわき)

～ご本人の権利を守り、支援の輪を広げます～

後犬ちゃんです

西脇市社会福祉協議会では、西脇市からの委託を受け、令和6年4月1日に西脇市総合福祉センター内に「西脇市成年後見支援センター(こうけんにしわき)」を開設しました。

センターでは、成年後見制度を適切に利用できるよう、様々な活動・支援を行います。

■成年後見制度とは

認知症や障害などの要因で判断する力が低下すると、日常生活に様々な支障が生じることがあります。そんなときに、ご本人の気持ちを尊重しながら、代わりに契約を行ったり、財産を守ったり、さまざまな法的行為をお手伝いする制度です。

例えば、こんな時に、成年後見制度は役立ちます。



■成年後見制度に関する専門相談を行います。(無料 要予約)

「今すぐに必要ではないけれど、どのように進めるといいのかわからない」など、皆さん一人ひとりにあった、専門家のアドバイスが受けられます。

- ・専門相談を希望する場合は、予約が必要です。
専門相談の1週間前までに、お申し込みください。
- ・場所: 西脇市総合福祉センター(西脇市和布町 277-1)
- ・相談時間は、30分/回



私は、成年後見制度を皆さんにお知らせするマスコット後犬(こうけん)ちゃんです

相談日	相談時間	相談員
6月14日(金)	午後1時～3時	司法書士
10月11日(金)		弁護士
2月14日(金)		司法書士

～成年後見支援センターの業務内容～

○広報、啓発業務

- ・社協だよりやリーフレット、ホームページなどで成年後見制度に関する情報を発信
- ・市民や関係者に向けた講演会等の開催

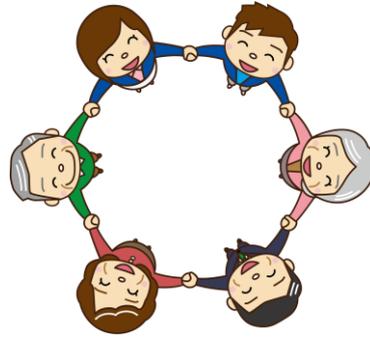
○相談業務

- ・制度の詳細や仕組みに関する相談
- ・利用するための手続きに関する相談
- ・専門職相談会
- ・ケース検討会

○成年後見利用促進業務

- ・成年後見制度地域関係者会議
- ・運営会議

○後見人支援業務、不正防止の取り組み



※高齢者や障害のある方の暮らしを地域でサポートする、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターでも、成年後見制度の相談を受付しています。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

■法定後見制度とは(今、必要な方)

法定後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が適切な支援者(成年後見人、保佐人、補助人)を選び、お金の管理や生活に必要な契約手続きをお手伝いする制度です。



■任意後見制度とは(これから必要になる方)

任意後見制度とは、ひとりで決められるうちに、あらかじめ自らが選んだ「任意後見人」に、自分の代わりにしてもらいたいことを「任意後見契約」で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。



ご相談ご予約・お問合せ

西脇市成年後見支援センター(こうけん にしわき)

開所日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日、12/29～1/3除く)

住所 西脇市和布町 277-1 西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内

電話 0795-22-5400

F A X 0795-23-1891

E-MAIL info@nishiwaki-wel.or.jp

